

島根県商業・サービス業県外展開支援補助金

【令和3年度第2回 公募要領】

中小企業課

1 島根県商業・サービス業県外展開支援補助金の目的

当補助制度は県内の商業・サービス業の事業者が、県外の大消費地など新たな市場の開拓を目指す挑戦的な取組に係る経費の一部を補助することにより、県内事業所の雇用の維持・拡大又は付加価値の向上を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的としています。

2 補助事業の対象事業者

以下の対象者要件と事業要件を満たす商業・サービス業^{※1}の事業者^{※2}の方が対象となります。

【対象者要件】

・ 県内で1年以上支援対象業種を営んでいること。
・ 県内で5人以上の雇用があること。
・ 島根県税の滞納がないこと。
・ 暴力団又は暴力団員に関する以下の要件を満たすこと。 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）ではないこと。 法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下「暴力団員」という。）ではないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に批判すべき関係を有していないこと。
・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。
・ 日本標準産業分類大分類における農業、林業及び漁業を行う事業者でないこと。
・ 競輪・競馬等の競走場を行う事業者でないこと。
・ 競輪・競馬等の競技団を行う事業者でないこと。
・ 芸妓業（置屋、検番を除く。）を行う事業者でないこと。
・ 娯楽に付帯するサービス業のうち、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業を行う事業者でないこと。
・ 宗教、政治・経済・文化団体を行う事業者でないこと。
・ 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。
・ 事業が、国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと。
・ 事前調査事業を実施しようとする事業者は、新たに県外での事業展開を行う中小企業者 ^{※3} であり、みなし大企業（発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同

一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数若しくは出資価格の総額3分の2以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者をいう。）でないこと。

【事業要件】

- ・ 島根県から県境等で隣接する市町村以外へ進出すること。また、既に県外へ進出している場合には、原則として、既存の県外店舗等が所在する都道府県から県境等で隣接する都道府県以外へ進出すること。
- ・ 県外に店舗や営業所等を新たに出店し、事業を営むこと（ただし、フランチャイズ契約を結び、県内事業者がフランチャイジーとして県外へ展開する事業は除く）や、店舗等の出店は無いが、新規性のあるモデル的な取組により県外の新たな市場を開拓し、事業を営むこと（例えば、県外の消費者等も購入が可能となるだけのインターネット販売サイトの開設や通信販売、カタログ販売等は新規性のあるモデル的な取組とはいえないため対象とはならない）。
- ・ 県内の雇用を1人以上増加すること若しくは県内の雇用を維持しつつ、人件費を一定程度増加すること、又は雇用を維持しつつ、付加価値額を一定程度増加すること。

※1 商業・サービス業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に掲げる産業のうち、次表に定める産業分類に属する事業を行う者であって、島根県内に主たる事業所を有する者をいう。

日本標準産業分類
大分類 G. 情報通信業
大分類 H. 運輸業、郵便業
大分類 I. 卸売業、小売業
大分類 J. 金融業、保険業のうち ・ 中分類 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
大分類 K. 不動産業、物品賃貸業
大分類 L. 学術研究、専門・技術サービス業
大分類 M. 宿泊業、飲食サービス業
大分類 N. 生活関連サービス業、娯楽業
大分類 O. 教育、学習支援業のうち ・ 中分類 82 その他の教育、学習支援業
大分類 P. 医療、福祉のうち ・ 小分類 835 療術業 ・ 中分類 85 社会保険・社会福祉・介護事業
大分類 Q. 複合サービス事業 ・ 中分類 86 協同組合（他に分類されないもの）
大分類 R. サービス業（他に分類されないもの）のうち ・ 中分類 88 廃棄物処理業 ・ 中分類 89 自動車整備業 ・ 中分類 90 機械等修理業（別掲を除く） ・ 中分類 91 職業紹介・労働者派遣業 ・ 中分類 92 その他の事業サービス業 ・ 中分類 95 その他のサービス業

※2 事業者

会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、島根県内に主たる事業所を有する者及び中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に掲げる者であって、島根県内に主たる事業所を有する者をいう。

※3 中小企業者

中小企業支援法第 2 条第 1 項に掲げる次表に定める者であって、原則として島根県内に主たる事業所を有する者をいう。

業種分類	判断基準
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

3 事業区分、補助対象経費等、補助率、補助上限

(1) 事業区分、事業概要

事業区分	事業概要
①事前調査事業	県外展開にあたり、事業計画の策定や可能性調査、市場調査など、事前の準備や調査等に係る事業
②システム構築事業	県外への店舗出店などにともない、必要となる各種システムの構築など、県内本社機能等の強化に係る事業
③市場開拓モデル事業	県外の新たな市場の獲得を図る、新規性のあるモデル的な取組に係る事業

(2) 補助対象経費、補助率、補助上限

事業区分	補助対象経費	補助率	補助上限 (補助下限)
①事前調査事業	【市場調査、物件情報調査、店舗出店計画の策定に係る経費】 資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、借損料、消耗品費、展示会出展経費、雑役務費、旅費、謝金、外注委託費	1/2 以内	500 千円 (100 千円)
②システム構築事業	【県内本社と県外店舗等を結ぶ、各種運営・管理システムの整備、強化に係る経費】 人事、経理、商品管理、在庫管理等のシステム構築又は改修費、システム関連機器の購入費又はリース費	1/2 以内 (ただし、大企業は 1/4 以内)	3,000 千円 (100 千円)

③市場開拓 モデル事 業	【県外での新市場の獲得を図る、新規性のあるモデル的な取組実施に係る経費】 備品購入費、広報費、産業財産権取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、借損料、消耗品費、展示会出展経費、雑役務費、旅費、謝金、外注委託費	1/2 以内 (ただし、 大企業は 1/4 以内)	3,000 千円 (100 千円)
事業の併用は可とする。ただし、②と③の事業の1事業者あたりの補助上限は5,000千円とする			

4 公募期間・申請書提出先・提出方法

- (1) 公募期間：令和3年7月28日（水）～令和3年9月30日（木）【※17時必着】
- (2) 提出先：島根県商工労働部中小企業課（島根県松江市殿町1番地）
- (3) 提出方法：郵送または持参（正本1部、副本6部）

5 申請書類

申請書類等は以下の表に基づき、申請してください。

申請者全員提出書類	事業計画申請書（様式指定）
	事業実施計画書（様式指定）
	事業収支予算書（様式指定）
	対象経費の見積書等
	県税納税証明書（全項目に滞納がない旨の証明、写しでも可）※ 企業の概要がわかるもの（パンフレット等でも可）
個人の場合	確定申告書の写し
	主たる事業所の所在地が確認できる書類（開業届の写し等）
法人の場合	申請直近2期の決算書
	履歴事項全部証明書（写しでも可）※

※3か月以内に発行されたもの

6 審査

- ・ 県及び関係団体等からなる審査委員会の審査により採択事業を決定します。
- ・ 申請者には、審査委員会にて事業計画のプレゼンテーションを行っていただきます。
- ・ 申請書の作成、プレゼンテーションに当たっては、審査基準を念頭においた、説明等を心がけてください。
- ・ 審査委員会は、令和3年10月上旬を予定していますが、詳細は申請者に別途お知らせいたします。
- ・ 審査の結果に関する異議申し立ては、受け付けません。
- ・ 採択となった場合でも、交付決定日以前に事業の着手が行われたもの（発注や契約など）は補助金の対象と認められません。なお、見積書の徴取はこれに該当しないため、有効期限内であれば、申請時の書類を活用し、証拠書類としても構いません。

7 審査基準

- ・ 現状分析の適切性
- ・ 事業の実施体制
- ・ 計画の妥当性
- ・ 補助事業の適切性
- ・ 事業の継続性
- ・ 事業実施後の効果等

8 公表

「採択された事業は事業主体名、事業名（テーマ）については、島根県商工労働部中小企業課のホームページにて公表させていただきます。

9 その他

- ・補助対象期間は、令和4年2月28日（月）までとします。
- ・補助金の詳細については、下記の要綱、要領、手引きをご確認ください。

「島根県商業・サービス業県外展開支援補助金交付要綱」

「島根県商業・サービス業県外展開支援補助金実施要領」

「島根県商業・サービス業県外展開支援補助金 利用の手引き」

※要綱、要領、手引き、申請様式は島根県中小企業課ホームページ（以下 URL）で公開しています。

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chusho/shosa_kengaitenkai.html

10 お問い合わせ先

島根県商工労働部中小企業課 商業・サービス業支援グループ

〒690-8501 松江市殿町1（県庁本庁舎2階）

電話：0852-22-6055 FAX：0852-22-5781 メール：shosa@pref.shimane.lg.jp.